

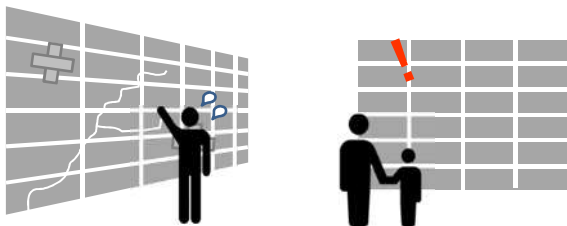
ブロック塀等の撤去に 補助金が出ます！

申込み受付期間 令和6年2月13日～令和6年12月27日まで

補助の対象

令和6年能登半島地震により被災し危険な状態となっているブロック塀等で、道路等※に面しているもの

危険な部分は全て撤去し、かつ、撤去後の道路面からの高さを**1メートル未満**にする必要があります



※ 道路等とは、一般の通行の用に供する道路等（私道や建築基準法で規定する道路以外の通路も可）または公園

補助額

次のいずれか少ない額の

2/3

- 撤去工事に要する費用（消費税相当額を除く）
※基礎のみの撤去費用は対象外
- 撤去するブロック塀等の長さに1メートル当たり17,400円を乗じた額

ただし限度額は **20万円**

●ブロック塀等とは？

コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造、コンクリート製の塀および門柱（塀と一体となった基礎含む）

補助対象についてのよくある質問

Q1. 被災し危険な状態とは？

地震により、ブロック塀等に傾き、ひび割れ、欠損等が生じたものや今後の余震等により倒壊の危険性がある状態を指します。

Q2. ブロック塀等の補修は対象になるか？

補修や塀の新設は対象外です。ただし、ブロック塀等を撤去跡の補修は対象とします。

Q3. 自分で撤去した場合は対象となるか？

工事業者等の第三者に対して、費用の支払が生じるものを対象とします。

Q4. 申請は何度でも可能か？

本補助金の申請は、同一敷地内で1回限りとなります。

Q5. 申請者は？

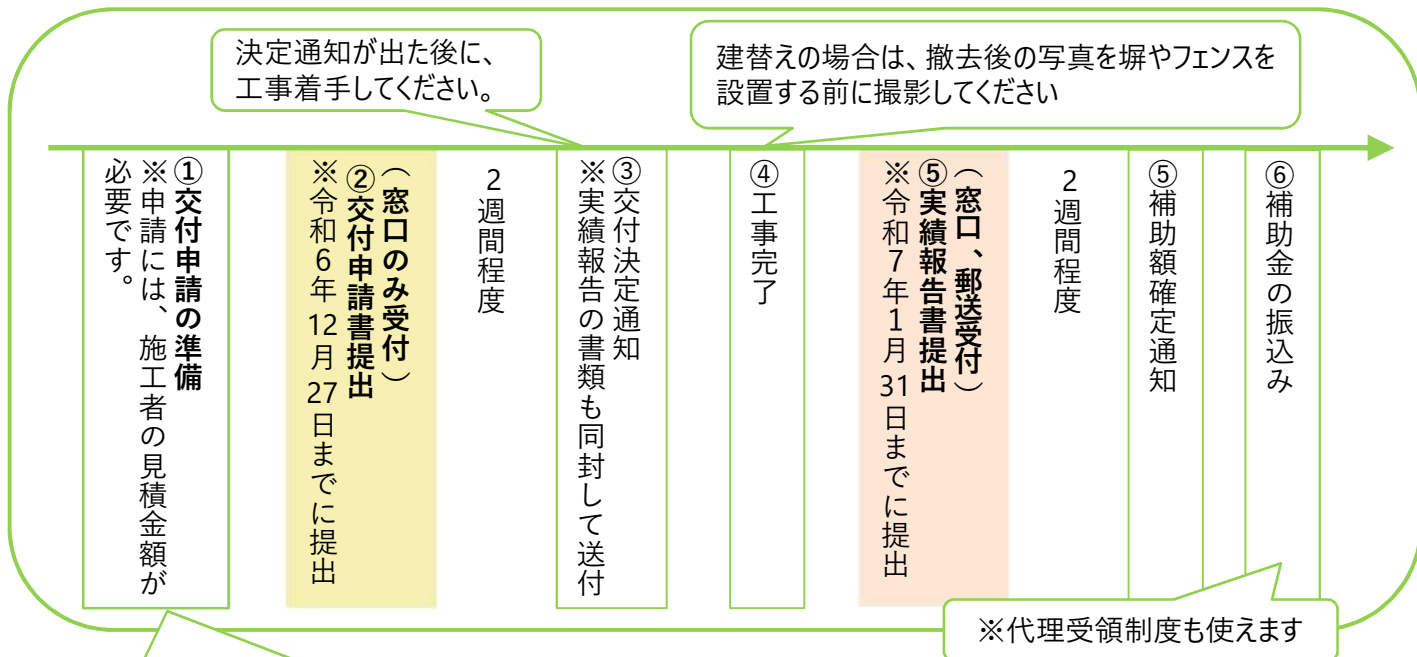
撤去の対象となるブロック塀等の所有者または管理者とします。
（管理者については、所有者の同意が必要）

Q6. 申請書の提出を代理で行ってもよい？

申請書の提出は、施工者が代理で提出することもできます。

申請の流れなどは裏面⇒

＼申し込みの流れ／



申請書は、以下の方法で入手してください。

- ・新潟市ホームページからダウンロード
- ・建築行政課窓口（古町ルフル6階）
- ・西区役所の被災相談窓口

市のHPリンク先



※代理受領制度

施工者が申請者の代理で補助金を受領することで、申請者は工事費と補助金の差額分を施工者に支払う制度です。（施工者の同意が必要）

＼申請に必要な書類／

1. 交付申請

- ・ 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ・ 補助事業内容兼金額内訳証明書（別記様式第2号）※**施工者が記入**
- ・ 案内図（撤去するブロック塀等の所在する敷地の場所が分かる地図）
- ・ 撤去前のカラー写真
- ～法人の場合は、以下の書類も必要です～
- ・ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- ・ 新潟市制度用の納税証明書

2. 実績報告

- ・ 補助事業実績報告書（別記様式第5号）
- ・ 補助事業内容兼金額内訳証明書（別記様式第2号）※**施工者が記入**
- ・ 撤去後のカラー写真
- ・ 領収書の写し ⇒ **※代理受領の場合は、工事費と補助金の差額分の領収書が必要です。**

申請窓口・問い合わせ先

新潟市建築部建築行政課（担当：建築行政係）

新潟市中央区古町通7番町1010番地
古町ルフル6階

窓口開設時間：（平日）午前8時半～午後5時半

TEL：025-226-2841（直通）

以下の被災相談窓口では、住宅修理の相談や申請と同時に、本申請も受け付けています。

- ・ 古町ルフル6階
- ・ 西区役所

※申請窓口は、今後変更する可能性があります。

最新の情報は、市ホームページでご確認ください。

新潟市 被災ブロック

検索